事　務　連　絡
令和８年10月23日

経済産業省
　大臣官房　産業保安・安全グループ電力安全課
　製造産業局　鉱物課
　　金属課
　　素材産業課
資源エネルギー庁
　資源・燃料部　燃料供給基盤整備課　　御中

国土交通省住宅局建　築　指　導　課
参事官(建築企画担当)付

令和８年熊本地震による被害を踏まえた煙突に関する調査結果及び調査結果を踏まえた応急対応の事業所等への周知について

令和８年熊本地震により、高さ60mを超える鉄筋コンクリート造の煙突が倒壊する被害が確認されています。このような被害を防止するため、国土交通省は関係省庁と連携して、８月18日より煙突を所有する事業所等に対して、煙突の損傷状況や劣化状況等に関する調査を実施しました。

今般、調査結果及び調査結果を踏まえた損傷・劣化事象に対する応急的な補修方法をとりまとめましたのでお知らせします。貴課におかれましては、本調査の結果、煙突を有することが明らかとなった事業所等に対して、この旨周知方お願いします。

なお、国土交通省から、特定行政庁に対して、以下の点について周知するとともに、特定行政庁においても各事業者における応急的な補修の取組の実施状況を把握し、事業者からの補修方法等に関する相談に応じるとともに、必要な対応を指導するなど、適切に対応するよう依頼していますのでご承知おきください。

・調査結果及び調査結果を踏まえた損傷・劣化事象に対する応急的な補修方法
・各事業の所管省庁から、損傷・劣化事象が確認された煙突を所有する事業所等に対して、応急的な補修の取組の要請等が行われること
・今後、各事業の所管省庁により取組状況のフォローアップが実施される予定であること

以上

別添

事　務　連　絡
令和８年 10 月 23 日

各都道府県
　建築行政主務部長　殿

国土交通省住宅局建築指導課長
参事官（建築企画担当）

令和８年熊本地震による被害を踏まえた煙突に関する調査結果と調査結果を踏まえた応急対応について

令和８年熊本地震により、高さ 60mを超える鉄筋コンクリート造の煙突が倒壊する被害が確認されています。

国土交通省において、関係省庁を通じて事業所等に対し、高さ 60m を超える鉄筋コンクリート造の煙突についての調査を別紙１のとおり実施しており、今般、調査結果がとりまとまりましたので、別紙２のとおりお知らせいたします。また、調査結果を踏まえ、損傷・劣化事象に対する応急的な補修方法を別紙３のとおりまとめましたので、あわせて周知いたします。

また、各事業の所管省庁から、損傷・劣化が確認された煙突を所有する事業所等に対して、応急的な補修の取組の要請等が行われているところ※であり、今後、各事業の所管省庁により取組状況のフォローアップが実施される予定です。特定行政庁においても各事業者における取組の実施状況を把握し、別紙３を参照の上で事業者からの補修方法等に関する相談に応じるとともに、必要な対応を指導するなど、適切に対応するようお願いします。

今般の煙突の倒壊原因については、別紙４のとおり、国土交通省及び国立研究開発法人建築研究所において、「令和８年熊本地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会」を設置し検証を進めているところであり、倒壊原因を踏まえた対策については、原因究明の結果が取りまとまり次第、あらためて周知します。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知方お願いします。

※所管省庁から煙突を所有する事業所等への要請等
　経済産業省：https://www.meti.go.jp/press/2026/10/20261023003.html
　環境省　　：https://www.env.go.jp/recycle/waste/entotsu_chosa.html

以上

別添

（別紙１）

事　務　連　絡
令和８年８月１８日

経済産業省
　大臣官房　産業保安・安全グループ電力安全課
　製造産業局　鉱物課
　　金属課
　　素材産業課
資源エネルギー庁
　資源・燃料部　燃料供給基盤整備課　　御中

国土交通省住宅局建　築　指　導　課
参事官(建築企画担当)付

令和８年熊本地震による被害を踏まえた高さ 60m 超の煙突に関する調査について

令和８年熊本地震により、日本製紙株式会社八代工場内の高さ 60ｍを超える鉄筋コンクリート造の煙突が倒壊する等の被害が確認されています。

今般、経済産業省および国土交通省において現地調査を行ったところであり、このような被害を防止するため、下記のとおり煙突を所有する事業所に対して、煙突の安全確保のための調査を実施しますので、貴課におかれましては、発電所、非鉄金属製錬所、製鉄所、セメント工場、カーボンブラック製造工場及び製油所に対してこの旨周知方お願いします。

また、調査対象以外の煙突に対しても各所有者の判断において、必要に応じて安全確保のための対応を講じられるようお願いします。

記

１．調査対象

高さ 60m を超える鉄筋コンクリート造の煙突

２．調査内容

調査対象となるすべての煙突について、以下の事項を別添様式に基づいて報告すること。

（１）煙突の概要

・所有者
・所在地
・高さ
・築造年月

（２）損傷等の状況

・損傷状況

別添

（別紙１）

・劣化状況
・補強状況
※損傷の程度等に応じ、必要に応じて設計者等への相談、対策の実施等を行うこと。

３．報告期日

２の調査内容について、９月７日（月）17 時までに、以下の報告先までご報告ください。

４．その他

ご報告いただいた情報は、所管の特定行政庁と共有させていただく場合があります。

５．報告先

国土交通省　住宅局参事官（建築企画担当）付
担　　当：上野・松本
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：ueno-i2ik@mlit.go.jp
matsumoto-m92ta@mlit.go.jp

以上

【問い合わせ先】
○国土交通省　住宅局　参事官（建築企画担当）付
担　　当：上野・松本
電話番号：03-5253-8126
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：ueno-i2ik@mlit.go.jp
matsumoto-m92ta@mlit.go.jp

別添
（別紙２）

令和８年熊本地震による被害を踏まえた煙突に関する調査

○ 国土交通省から関係省庁を通じて、倒壊した煙突と同様の煙突を有する事業所等に対して煙突の損傷・劣化状況等に関する調査を実施。

➡倒壊した煙突と同様の煙突が全国に、444本あることを確認。

■調査対象

・倒壊した煙突と同様の
高さ60m超の鉄筋コンクリート造の煙突

■調査内容

（１）煙突の概要（所有者、所在地、高さ、築造年月）
（２）損傷等の状況（損傷状況、劣化状況、補強状況）

■調査期間

・８／18～９／７

※調査の結果、煙突を有することが明らかとなった業種に対し、9/28～10/15にかけて追加確認を実施。

■対象となる事業

・廃棄物処理、製鉄、製紙、化学、セメント製造、電気、ガラス製造、製油、非鉄金属製錬、食品、医薬品等、下水道、製塩、その他

■調査結果

（単位：本）

築造年月※1	総数	損傷・劣化状況※2					補強状況※3	
		あり			なし	事業者において点検実施に向けて調整中※4	あり	なし
			対策予定あり	対策予定なし				
～H19.6.19	398	175	117	58	215	8	182	216
H19.6.20～	46	5	3	2	41	0	1	45
総数	444 (100%)	180 (40.5%)	120 (27.0%)	60 (13.5%)	256 (57.7%)	8 (1.8%)	183 (41.2%)	261 (58.8%)

※１．改正建築基準法施行令（平成19年６月20日施行）により煙突に係る技術的基準が見直され現行基準となることから、同日前後で集計を実施
※２．報告のあった主な損傷状況：ひび割れ、コンクリート表面剥離、鉄筋の露出 等
報告のあった主な劣化事象：腐食、コンクリートの中性化、鉄筋の発錆 等
※３．所有者の判断において過去に実施したと報告のあった主な補強方法：炭素繊維シート巻付、モルタル・コーキング等の充填 等
※４．点検事業者の手配に時間を要する、点検のために煙突の稼働停止が必要となるなどの理由により、事業者において点検実施に向けた調整を行っているもの

別添

（別紙２）

都道府県別煙突数（本）

都道府県	総数	損傷・劣化状況					補強状況	
		あり	対策予定あり	対策予定なし	なし	事業者において点検実施に向けて調整中	あり	なし
北海道	36	21	11	10	15	0	18	18
青森県	4	1	1	0	0	3	3	1
岩手県	4	3	2	1	1	0	3	1
宮城県	6	3	2	1	3	0	3	3
秋田県	1	1	1	0	0	0	1	0
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	5	3	3	0	1	1	1	4
茨城県	26	7	7	0	19	0	5	21
栃木県	6	3	2	1	3	0	2	4
群馬県	4	1	1	0	3	0	0	4
埼玉県	10	4	2	2	6	0	4	6
千葉県	21	8	4	4	13	0	6	15
東京都	27	3	1	2	24	0	2	25
神奈川県	20	4	4	0	16	0	4	16
新潟県	11	2	1	1	9	0	7	4
富山県	2	2	1	1	0	0	1	1
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	2	0	0	0	2	0	0	2
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	1	0	0	0	1	0	0	1
岐阜県	8	8	8	0	0	0	4	4
静岡県	13	8	8	0	5	0	8	5
愛知県	20	4	2	2	16	0	9	11
三重県	3	3	0	3	0	0	2	1

都道府県	総数	損傷・劣化状況					補強状況	
		あり	対策予定あり	対策予定なし	なし	事業者において点検実施に向けて調整中	あり	なし
滋賀県	1	1	1	0	0	0	1	0
京都府	7	2	2	0	5	0	1	6
大阪府	15	4	0	4	11	0	1	14
兵庫県	35	20	18	2	13	2	19	16
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	9	2	1	1	7	0	4	5
鳥取県	2	1	1	0	1	0	0	2
島根県	1	1	1	0	0	0	1	0
岡山県	17	9	1	8	6	2	10	7
広島県	17	8	3	5	9	0	11	6
山口県	38	16	12	4	22	0	23	15
徳島県	3	1	0	1	2	0	0	3
香川県	5	2	2	0	3	0	4	1
愛媛県	11	3	1	2	8	0	6	5
高知県	2	0	0	0	2	0	2	0
福岡県	22	6	5	1	16	0	8	14
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	2	1	1	0	1	0	0	2
熊本県	1	0	0	0	1	0	0	1
大分県	12	8	4	4	4	0	6	6
宮崎県	6	4	4	0	2	0	1	5
鹿児島県	2	1	1	0	1	0	1	1
沖縄県	6	1	1	0	5	0	1	5
総数	**444**	**180**	**120**	**60**	**256**	**8**	**183**	**261**

別添

（別紙２）

業種別煙突数（本）

	総数	損傷・劣化状況					補強状況	
		あり			なし	事業者において点検実施に向けて調整中	あり	なし
			対策予定あり	対策予定なし				
廃棄物処理	128	24	11	13	104	0	8	120
製鉄	87	31	21	10	56	0	55	32
製紙	61	36	30	6	20	5	42	19
化学	56	25	17	8	31	0	30	26
セメント製造	44	29	17	12	15	0	29	15
電気	30	13	6	7	17	0	1	29
ガラス製造	10	7	5	2	2	1	5	5
製油	6	3	3	0	1	2	3	3
非鉄金属製錬	5	3	2	1	2	0	2	3
食品	4	3	3	0	1	0	3	1
医薬品等	4	3	2	1	1	0	2	2
下水道	4	0	0	0	4	0	0	4
製塩	1	1	1	0	0	0	1	0
その他	4	2	2	0	2	0	2	2
総数	**444**	**180**	**120**	**60**	**256**	**8**	**183**	**261**

別添
（別紙３）

○損傷・劣化が確認された煙突の応急的な補修の実施方法

補修項目	補修方法例
１．ひび割れを補修する場合	①ひび割れ幅が約 0.3 ㎜以下で、かつひび割れの発生が少ない場合は、そのひび割れ面を V 字型の溝、またはU字型の溝を掘り、その箇所へ低粘度のエポキシ系樹脂などをパテ状にして充填する。
	②ひび割れ幅が 0.3 ㎜以下で、かつひび割れの発生が多い場合は、そのひび割れ面をV字型の溝、またはU字型の溝を掘り、その箇所へエポキシ系、ポリウレタン系樹脂などを充填した後、竪・横に耐食処理した補強バンドを用いて締め付ける。
２．（１）鉄筋のかぶり厚さを増す場合 （２）鉄筋の発錆を抑制する場合 （３）中性化の進行を抑制する場合	①耐酸性・耐熱性の大きいセメントモルタルを塗る。また、損傷の程度によっては下地用金網を張ったり、鉄筋を増したりする。
	②上記①に加えて、耐酸性・耐熱性の大きい仕上げ材を施す。
３．煙突内側保護材を補修する場合	①表面に付着している硫酸分を、水を使わないでブラシ、ほうき等で清掃した後、耐酸性・耐熱性の大きいセメントモルタルを塗る。
	②煙突内側保護材の腐食が著しい場合は、その損傷した煙突内側保護材を取り除き、新しい煙突内側保護材を施す。
４．内側躯体コンクリートと煙突内側保護材を補修する場合	内側躯体コンクリートの損傷している部分を耐酸性・耐熱性の大きいセメントモルタルで補修した後、煙突内側保護材を施す。
５．煙突頂部を切除し改修する場合	煙突頂部で内側躯体コンクリート・煙突内側保護材とも腐食が著しい場合は、それらを切除し、元の高さまでステンレス鋼の煙突を設置する。

別添
（別紙４）

令和８年熊本地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会

国土交通省

○ 令和８年熊本地震における建築物の構造被害の原因を分析し、対策の方向性を検討するため、国土交通省及び国土技術政策総合研究所・建築研究所では、建築構造の専門家等からなる有識者委員会「令和８年熊本地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会」（委員長：中埜良昭 東京大学生産技術研究所 教授）を設置。

○ 国土技術政策総合研究所・建築研究所による現地調査の結果に加え、様々な機関が実施している調査結果等を幅広く収集・整理し、原因分析を実施。

○ 令和８年８月31日に第１回委員会を開催し、調査結果の整理、検討事項及び分析の方針に関する議論を実施。令和８年度内のとりまとめを目指す。

スケジュール見込み

第１回委員会（令和８年８月31日）
・調査結果の整理、検討事項及び分析方針の確認

第２回委員会（令和８年12月頃）
・被害状況の分析結果等の確認

第３回委員会（令和８年度内）
・検討結果のとりまとめ

※委員会の開催時期・回数は、調査・分析の実施状況により必要に応じて変更することがある。

検討事項（予定）

・低層木造建築物の被害
・煙突の被害
・免震建築物の被害
・非構造部材の被害　　等

委員名簿

委員長	中埜　良昭	東京大学生産技術研究所 教授
委員長代理	勅使川原正臣	名古屋大学 名誉教授
	五十田　博	京都大学生存圏研究所 教授
	海野　令	日本建築行政会議 構造部会 部会長
	河合　直人	工学院大学 名誉教授
	喜々津仁密	（国研）建築研究所 構造研究グループ長
	吉敷　祥一	東京科学大学総合研究院 教授
	楠　浩一	東京大学地震研究所 教授
	小林　秀雄	（一社）日本建築構造技術者協会 会長
	清家　剛	東京大学大学院新領域創成科学研究科社会文化環境学専攻 教授
	田村　修次	東京科学大学環境・社会理工学院建築学系 教授
	中川健太郎	（一社）日本建設業連合会建築本部建築設計委員会 構造設計部会長
	中村　勝	日本建築行政会議 構造計算適合性判定部会 部会長
	仲山　雅一	（一社）東京都建築士事務所協会 副会長
	濱崎　仁	芝浦工業大学建築学部建築学科 教授
	福山　洋	（国研）建築研究所 理事長
	古橋　剛	日本大学理工学部建築学科 非常勤講師
	緑川　光正	北海道大学 名誉教授
	宮内　博之	（国研）建築研究所 材料研究グループ長
	山田　哲	東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 教授

（敬称略）